

安全性検査Q&A

1. 制度全体に関すること		Q. 質問	A. 回答
	1-1	受検の結果、不合格となった場合、官報で検査結果を公示されるなどのペナルティがあるのでしょうか？ その場合、不合格によるペナルティを避けるため不合格の結果が出る前にメーカー側から受検辞退を行う等の対応を許容頂きたい。	安全性検査は、国の制度ではないため、手続き方を含め結果の官報公示はされません。 なお、検査の辞退に付きましては、検査の中止の一部として手続きは可能となっております。
	1-2	一発受検で不合格は受検のリスクが高くなってしまいます。 生産前に試作機で受検する事を認める制度に変えて頂けないでしょうか？ または、本受検前に試作機で仮受検を行い、変化点提示にて本受検とするような制度にして頂きたい。（技術指導の制度化）	現行制度下で、一般性能試験または技術指導により、ご要望の内容について対応しておりますので、ご活用下さい。
	1-3	平成29年度までの型式検査合格機又は安全鑑定適合機の安全性検査への基準適合性審査の適用期限？	旧型式検査合格機又は旧安全鑑定適合機から安全性検査合格機としての認証を振替える申請手続きは、令和2年度末をもって受付を終了します。令和3年度からは、旧型式で申請する場合は全て新規受検の扱いとなり原型式からの試験省略の措置は行いません。ただし、農用トラクター（兼用型）用安全キャブ及び安全フレームについては、従前通りの扱いとします。
2021年7月29日	1-4	銘板の写真の掲載について、製造番号を除く記載事項が同様なら複数の別仕様機械の銘板写真は省略可能か。 また、「型式名」が同じであれば省略可能か。	代表型式、省略型式ともに代表区分の銘板の写真は必須です。 同一型式内の別区分（別仕様）の銘板に関しては省略可能となります。
2021年7月29日	1-5	検査依頼書に添付する書類（取扱説明書／カタログ）について：「諸元表に安全性検査合格番号の項目欄を付記したもの」について、内容は「申請中」と記載すれば良いか。	そのように記載願います。
2021年7月29日	1-6	申請書類の押印を不要としていただきたい。	令和3年7月以降の申請手続きにおいては、申請書及び届出書の押印を廃止できることとします。廃止を希望される場合は、依頼者側の押印に関する規定または代表者の通達等、押印廃止を証明する文書を事前にご提出いただきますので予めご相談願います。なお、押印の廃止届けは、一度の手続き申請で安全性検査のほか、一般性能試験、OEC Dテスト及び農耕作業用自動車等機能確認の各申込みにおいて全て共通して適用することができます。 手続き方法がご不明な場合は、相談窓口までお問い合わせ下さい。
2021年7月29日	1-7	2017年をもって安全鑑定が廃止されたが、認証の効力がないということか。旧安全鑑定の合格証恐ラベルをメーカーが貼付し続けることについて何か問題があるか。	新制度への移行の経過措置（3ヶ年）が令和2年度をもって終了し、令和3年度からは農用トラクター（兼用型）用安全キャブ・フレームの旧型式検査合格機を除いて、その他全ての機械の認証効力の継承手続き（移行審査）が廃止となりました（申込み案内P14図参照）。従いまして、依頼者による旧制度の適合証票の貼付行為に対して、農研機構は関知いたしません。より安全な機械を普及していくために、旧安全鑑定の適合を受けたことのない機械を含めて、早期に新基準に適合したモデルチェンジをされ、安全性検査の認証を取得されることをお勧めいたします。
2021年9月14日	1-8	安定性に関する付属資料に押印は必要か？	当該資料は、転倒角の実測が困難な場合に、付属資料として提出いただいておりますが、令和3年9月より、これまでの別紙として添付することを廃止し、以下の取扱いとします。 ・2018年基準及び2019年基準の各添付資料の安定性（静的横転角）の項目に該当するページに、それぞれ同内容を記載して下さい。複数ページとなっても構いません。 ・従前の担当者の記名及び押印は不要です。 ・転倒角の実測が困難な場合は、計算により求める方法を可とします。その場合も、添付資料の中に、その内容を記載して下さい。複数ページとなっても構いません。 関連して、数値記載の代わりに、企業内で実測された傾斜試験状況写真と角度計指示値の明瞭な拡大写真を添付資料に貼付いただくことも構いません。
2. 手数料に関すること		Q. 質問	A. 回答
2021/4/1 修正	2-1	構造変更の場合、試験省略で同時実施を含む複数型式の変更手続きも1件の変更届出書ならば1件と算定されるのか？	型式数によらず同時申請内であれば可能です。 ただし、同時申請であっても種類の異なる農業機械が含まれる場合は、別件の処理とさせていただきます。 →届出申請にあたっては、安全性検査合格番号別に申請書をそれぞれ一葉ごとに分けて申請して下さい。
2021/4/1 修正	2-2	構造変更届に係る事務手続きの有料化はいつからか？	令和3（2021）年度の申請手続きから有料にする予定です。 →令和3年度の申請手続きから有料となりました。構造変更の届出は、申請書1葉に付き規定の審査手数料が発生します。
2021年7月29日	2-3	構造変更の届出は申請書1葉（＝安全性検査合格番号1つ）につき手数料が発生するが、複数型式の同一内容一括申請の場合の手数料はどのように計算されるのか。	同一内容の変更であっても型式ごとの承認手続きとなりますので、それぞれに手数料を要することとなります。
3. ROPS検査について		Q. 質問	A. 回答
	3-1	安全キャブ・フレームの構造を変更したいのですが、どのように手続きすればよいですか？	構造変更届出書をご提出ください。 なお、旧型式検査とは届出方法が異なりますので、申込み案内をご覧ください。
	3-2	安全装備検査合格機に装着されている型式検査合格の安全キャブ・フレームに軽微な変更を加えたいのですが、可能ですか？	型式検査の形状変更手続きが廃止されておりますので、安全性検査試験省略申請により受検していただき、合格後に変更手続きを行ってください。
2021/11/5 修正	3-3	EU承認を受けた安全キャブ・フレームは、強度試験を省略できますか？	トラクタ用安全キャブ・フレームのEU規制と対応するOEC Dテストコードは同一内容であることから、農用トラクタ用であってOEC Dテスト実施機関で試験されたEU承認の安全キャブ・フレームでは、強度試験の省略が可能です。 →第三者認証機関が証明する成績書を付して、強度試験の省略が可能です。
	3-4	出張による安全キャブ・フレーム検査が可能と聞きましたが、どんな条件がありますか？	OEC Dテストを受験している安全キャブ・フレーム等、強度試験、座席基準点及び安全域の測定が不要であり、社内の設備で検査が実施可能であれば、出張して検査を行うことが可能です。
	3-5	コードⅢの安全キャブ・フレームを装着したトラクタの全高制限（2.05m）は、GPSアンテナを含みますか？	含みません。フレーム本体の高さとなります。

	3-6	安全キャブ・フレームの装着トラクタが追加となったのですが、再受検する必要がありますか？	トラクタの追加により装着可能トラクタの最大質量（コードⅡの場合は最長軸距型でも）が変更になる、またはシートが追加となる等、可否に関わる変更がある場合には、再度受検が必要となります。なお、試験省略が可能となる場合があります。それ以外の場合には検査の再受検は必要ありませんが、検査時に提出した装着トラクター一覧表を修正の上ご提出ください。
	3-7	合格した安全キャブ・フレームのシートを変更したいのですが、再受検する必要がありますか？	再受検するかまたは構造変更を行っていただきます。いずれの場合も、実機またはシートアッソでのSIPまたはSRPの測定が必要となりますので、ご相談ください。
	3-8	トラクタの構造変更を行ったため、機体の質量が増加してしまいました。安全キャブ・フレームの構造変更届出書の提出が必要ですか？	安全キャブ・フレームの構造変更届出書は不要ですが、検査時に提出いただいた装着トラクター一覧表を修正の上提出してください。なお、最重量機の設計質量が増加した場合には、実機での質量確認の上、同一型式かどうかの判断となります。
	3-9	排ガス対策のため安全キャブ・フレームのマウント部分の一部を変更したいのですが、同一型式になりますか？	安全キャブ・フレームのマウント部分及びマウントのトラクタシャーシへの取り付け部分は、変更することができません。従って、変更した場合は別型式となります。
	3-10	安全キャブ・フレームの強度部材の一部に電気配線のための穴を追加したいのですが、可能ですか？	安全キャブ・フレームの構造の一部を変更する場合は、当該部材の強度への影響や変形状況等を勘案して総合的に判断しますので、ご相談ください。
	3-11	安全キャブ・フレームに2種類のハンドル取付部があり、当該部分は強度部材に含まれるのですが、同一型式になりますか？	安全上不利と判断される条件で強度試験を行い、当該部分の違いによる影響がないと判断できれば、同一型式となる場合がありますので、ご相談ください。
	3-12	トラクタに操作レバーを追加したいのですが、安全キャブ・フレームの構造変更手続きが必要ですか？	安全域の侵入に関わる部分（強度試験において取り付けていたレバーまたはこれらに近接するもの）である場合には、安全キャブ・フレームの構造変更手続きを行っていただき、その上での同一型式かどうかの判断となります。
	3-13	シートと一体となったアームレストは安全域に侵入してはいけませんか？	シートと一体構造のアームレストはシートの一部と判断しますので、安全域への侵入を考慮する必要はありません。一方、接触についてもシートの一部として判断しますので、アームレストに他の部材が接触することは原則として不可となります。
	3-14	強度試験の試験省略を行う場合、受検機において引用する試験成績書またはレポートの供試機から強度部材の構造の一部を変更することが可能でしょうか。	強度部材に変更があった場合、強度試験の省略を行うことはできません。不具合の改良等やむを得ない場合は、変更の事由を添えて、ご相談ください。
	3-15	OECDテストレポートにより試験省略を行った安全キャブ・フレームの強度部材の変更を行いたいのですが、構造変更手続きでの変更が可能ですか？	OECDレポートの記載内容については、レポート発行国の判断となります。レポート発行国にお問い合わせの上、必要な手続きを行ってください。その確認が取れた後であれば、同一型式の場合、構造変更届での変更が可能となります。
	3-16	安全性検査に合格した安全キャブ・フレームの装着トラクタとして追加予定の新規トラクタに新しいシートを搭載することになっています。この場合、安全キャブ・フレーム検査の手続きはどのようにすればよいですか？	新規トラクタの安全装備検査と同時に安全キャブ・フレーム検査をお申し込み下さい。変更内容により手数料は変わりますが、構造変更を伴う追加装着として処理することになります。
4. 2018年基準について		Q. 質問	A. 回答
2022/5/24	削除	4-1	2018年基準の適用期限を令和4年度末までとしているが、2019年基準の解釈が明確になっていない中で適用期限設定は、具体的対応策が確定しないため各メーカーの開発商品化に混乱を招くことになりかねない。より安全な機械を作りたいとの思いは各メーカーに共通なので、基準の解釈をしっかりとできる形にした上で、適用期限の設定をしていただきたい。
		4-2	合格ラベルは適用期限後も継続貼付可能でしょうか？
		4-3	農用トラクター（乗用型）については令和3年度から2018年基準が適用されず、その他の機種については順次適用除外としていくことだが、適用除外になる1年前程度の猶予を以てアナウンスして欲しい。
		4-4	2020年度から下記No.1~6の項目は、基準適用の猶予措置が廃止されると考えてよろしいでしょうか？ No.1：コンバイン（自脱型）において、オーガの回転ギアが運転席からの操作時以外動かない構造、については、作業者の不意の接触によるリスクを考慮して、基準①に該当する可動部を防護していない構造は全て不可とする。 No.2：田植機（乗用型）において、機体下部に設置された原動機、伝動装置が、「1. 可動部の防護、解説1. ⑧」の緩和要件を満たさない可動部については、基準②に該当し、解説⑧の緩和要件を満たさな場合は、防護していない構造を全て不可とする。 No.3：スピードスプレーヤーにおいて、原動機起動時に作用部である送風機が同時に起動してしまう構造については、始動安全装置・機構を装備すること。 No.4：動力噴霧機（走行式）において、動噴のブームの降下を固定する装置がない構造については、降下速度によらず全て不可とする。 No.5：騒音、操作力及び振動が著しいとする数値基準については、100dB(A)以上の騒音、490N（50kgf）を超えるペダル踏力、294N（30kgf）を超えるレバー操作力、合成振動レベルが15m/s ² を超えるハンドル振動とする。 No.6：田植機（乗用型）において、あぜ越えを行う時に歩行運転を可能とする機械であって、歩行運転で植え付け作業も行える構造については、歩行・乗用兼用型の機械として扱うこととし、走行速度基準を満たすけん制装置等を装備すること。
			基準適合実績で2018年基準の期限内廃止を検討します。2019年度基準に適合するかどうかの判断がご不明な場合は、設計開発段階でご相談いただき、2018年基準の廃止年限（最長令和4年度末）までに2019年基準適合に向けたご対応をお願いします。事故をどうしたら防ぐことができるかとの思いは共通です。なお、今後、適合設計の具体的実例が積み重なれば、基準を読み下す解釈事例集の作成を検討します。
			基準廃止後も継続して貼付いただくことは可能です。
			周知期間を設けながら、混乱を生じないように適切に対処してまいります。
			No.1～No.6については、2018年基準において例外とすべき事由がないため、2020年度から本則どおり適用します。

	4-5	上記のNo. 2について、プロペラシャフト、植付作業の非作用部は緩和条件の範囲内となるのでしょうか？	2018年基準においては可動部までの距離によって判断されます。	
	4-6	上記のNo. 3「スピードブレーキ」において原動機起動時に送風機が同時に起動」について、令和2年度から「すべて不可」の方針ですが、可動部は全て防護されており風が出るだけで、ましてや起動時は弱い風であり、リスクがあるとは理解しがたいです。実機での検証と具体的リスクについて詳細なご説明を頂きたいと願います。	基準2.4を適用するものです。圃場内の防除作業中に限定することなく人と機械の共存エリアの視点で想定できるあらゆる場面を予見し、可動部や放射等の危険源に対して設計者側でリスクアセスメントを適切に実施されるようお願いいたします。	
	4-7	上記のNo. 51について、「ハンドル振動15m/s ² を超える合成振動レベル」の測定条件（エンジン回転数、無負荷など）および合成振動の算出方法（周波数補正の手法など）について明記願います。	JIS B 7761-1:2004 (ISO 8041:2005)、JIS B 7761-3:2007 (ISO 5349-1:2001)、JIS B 7762-1:2006 (ISO 8662-13:1997) 及びISO 22867:2011等の規格を参照ください。	
2022/5/24	削除	4-8	猶予された確認項目が基準通りに適用される、とのことですが、安全鑑定から2018年基準に移行される機械に関しては、内容を変更しないことが前提の移行制度なので該当しない、という理解でよいのか？	内容を変更しないことを前提にした制度ということではありません。ただし、基準適合審査は令和2年度末をもって受付を終了することから、平成29年度までの安全鑑定適合機から安全性検査への基準適合審査においてはこの適用を除外し、2018年基準の新規受検に対して適用することとします。
	4-9	令和2年度からの対処方針について、告知からの猶予期間があまりにも短く対応できないため、適用までの猶予期間を延長願いたい。	2018年度基準の内容は変更しておりません。その適用に係る内容については、長年（旧安全鑑定時代）にわたり業界団体で本則を早期に適用していくべき課題として議論されてきたもの、また昨年度から周知を図ってきたもの等であって、唐突な告知ではないことをご理解下さい。安全性検査合格機としての認証が必要な場合は、整った段階で受検をご検討下さい。	
	4-10	対処方針について、根拠となる実機検証と具体的リスクについての詳細な説明をいただきたい。	長年（旧安全鑑定時代）にわたり適用を猶予してきた項目を本則どおり適用するものです。設計者側でリスクアセスメントが適切に実施されるようお願いいたします。	
2020年7月7日	4-11	2020年度からの安全装備検査2018年基準における一部対象機種種の適用猶予の廃止における、No. 4：動力噴霧機（走行式）において、動噴のブームの降下を固定する装置がない構造については、降下速度によらず全て不可とする。については、エンジンが始動していない状態でも固定をする装置が必要でしょうか？	エンジンの始動の有無に関わらず、ブーム全体の降下を固定する昇降部降下防止装置が必要となります。	
2020年11月17日	4-12	「2018年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」の改正(2020.11.17付け)について、「6 運転操作装置」の「解説」の「3表示」について、従前では「③識別記号を用いる場合は、JISB9126「農業機械—操縦装置及び表示用識別記号—」に準拠すること。」のところを改正後は「③識別記号を用いる場合は、ISO3767:2016又はJISB9126:2012「農業機械—操縦装置及び表示用識別記号—」に準拠すること。」と改められたが、従来の記号・文字での記載に加え、ISO3767:2016で規定される記号・文字に関しても新たに使用を認めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、日本語の併記を積極的に否定するものではありません。	
2020年11月17日	4-13	「2018年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」の改正(2020.11.17付け)について、「15 安全標識」の「基準」について、従前では「(2)安全標識は、作業者が容易に理解できる絵、文字等を使用したものであること。」とあるところを改正後は「(2)安全標識は、作業者が容易に理解できるピクトグラム、文字等を使用したものであること。」と改められたが、「ピクトグラムのみ」「文字のみ」「ピクトグラムと文字の両者」の安全標識で作業者が容易に理解できることとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、日本語の併記を積極的に否定するものではありません。	
2021年7月29日	4-14	2018年度基準の上位ランク『★★』に廃止予定はあるか。2018年度基準の『★』は「限時措置（ROX年度までに廃止）」と記載があるが、『★★』は廃止と記載されていない。	★と★★とで限時措置に違いはございません。	
2021年7月29日	4-15	農用トラクター（乗用型）の2018年基準での受検は令和2年度で終了すると理解していたが、令和3年度も引き続き受検可能との理解でよいのか。	令和3年度においても、受検可能です。	
2021年7月29日	4-16	令和4年4月以降の2018年度基準の申請は未定とありますが、今後20XX年規準のような新たな基準が設けられることはあるのでしょうか。それとも2019年規準で統一されるのでしょうか。	2019年基準に統一する予定です。	
2022年5月24日	4-17	2018年基準は当面の間残存としていますが、2019年基準の解釈が明確になっていない中で適用期限設定は、具体的対応策が確定しないため各メーカーの開発商品化に混乱を招くことになりかねない。より安全な機械を作りたいとの思いは各メーカーに共通なので、基準の解釈をしっかりとできる形にした上で、適用期限の設定をしていただきたい。	基準適合実績に基づいて2018年基準の廃止時期を検討します。2019年度基準に適合するかどうかの判断が不明な場合は、設計開発段階でご相談いただき、2018年基準の廃止までに2019年基準適合に向けたご対応をお願いします。事故をどうしたら防ぐことができるかとの思いは共通です。なお、今後、適合設計の具体的な事例が積み重なれば、基準を読み下す解釈事例集の作成を検討します。	
2023年1月20日	4-18	9. 高温部の防護 (I) 作業者が不用意に接触し、火傷を生じるおそれのある高温部は、ガードで防護されていること。とあるが排気管の先端についてもガードが必要か？	排気管につきましては、不用意な接触の可能性がある場合は、機体から（少なくとも上面視）はみ出さない構造としていただく必要があります。	
5. 2019年基準について			A. 回答	
	5-1	ISO規格は、参照規格という認識で間違いはないでしょうか？	引用規格になります。国際標準化においては、その方向性で進んで行くべきものと考えます。	
	5-2	2018年基準と文言の変更がないものは解釈も変更しない下さい。	2018年基準の解釈において機種等に依存し限定した内容、適用猶予とした内容等を整理し、必要な項目については2019年基準に反映しており、「解釈」の頁はありません。用語及び定義を含み2019年基準の趣旨を十分ご理解ください。	
	5-3	「合理的に予見可能な誤使用」とありますがどの様に判断されるのでしょうか？判断基準など詳細をご教示下さい。	国際規格では、「設計者が意図していない方法であり、容易に予測し得る人間の挙動から生じる機械の使用」と理解されており、この基本的考え方に基づいたことが重要です。故意や悪意ある毀損を除き、通常であれば見えない誤りを想定外のものとして、設計する際に機械類の制限を厳格に規定した上で、本質的安全設計又は付加保護策を実施されるようお願いいたします。	
	5-4	【用語及び定義】の1. 通常の作業 ・「施設」の定義について、明記をお願い致します。 ・「ライフサイクル」について、明確に定義を設定頂きたいと考えます。	国際規格やそれに呼応した日本産業規格等に準拠させ引用していく方向性を基本とします。検査の対象とする「施設」については、農業関係であれば、乾燥・調製や園芸及び畜産関係等の制限は設けておりません。「ライフサイクル」については、運転前、通常運転、不具合発生時の処理・修理、定期メンテナンス、機械の移設・解体・廃棄等が規格内の一般的概念として定義されており、これを準用することとします。	

	5-5	【用語及び定義】の11. 鋭利な端面について(P4) 「原則として」なので全箇所には適用ではないとの認識で間違いないでしょうか？(板金プレス端部、レーザー端部が全て対象になると成立しない。)	加工技術に拠る判断ではなく、ライフサイクルでみて使用者が接触する可能性があるかどうかの観点でリスク見積もりをし、然る設計をお願いいたします。
	5-6	【用語及び定義】の31. 農業被曝を防止する構造・噴出ノズルがシャワータイプでドリフトしないものは適合してると言えるか？	31に示したものの他に、農業との接触及び吸引のリスクがない等の被曝を防止できる構造であれば、その機能を確認し適合する場合があります。
	5-7	【用語及び定義】の31. 農業被曝を防止する構造 防護服、マスク、メガネを同梱することで被曝を防止してると言えるか？	旧来の農業被曝防止性能レベルと変わらない対応については、不可となります。
	5-8	1.2.5.1 トラクタ サイドカバー下の開口部は、表3で判定するという見解で変更ありませんか？(1.2.5.2の判断が可能)	ご理解のとおりです。
	5-9	1.2.5.2.3 「危険源の地上高が低く」について、具体的な高さ(数値)をご教示頂けないでしょうか？	機械と作業の状態(使用時の姿勢、使用される環境等)によって総合的に判断されるものですので、具体的な数値で示すことはできないことをご理解下さい。
	5-10	1.2.8.2.3 2019年基準においても、強度のあるビニールはガードとして認められるのか？	材質を問わず接触することで変形し危険源の防護とならないものは、不可となります。
	5-11	1.2.9.2について(P11) 走行中の通常姿勢で手が届かない箇所は対象外の認識で間違いないでしょうか？(前屈しないと届かないフェンダ前下部と後輪タイヤ前部の様な箇所は、安全性検査以前では対象外として認められていました。)	ご理解のとおりです。
	5-12	1.2.11.2について、2018基準には、「マスターシールドは必ずしも必要ではない」と記載がありますが、2019年基準では必須という解釈でよろしいでしょうか？	マスターシールドの有無に拠らず、作業機装着時に回転部に作業者が接触しない構造であることが要件となります。
	5-13	作用部は機能に支障をきたすため防護することができないため、原則の定義が必要ではないか？	作用部であれば、全て無条件に防護不要ということではありません。作業者が接触することで危害を生じる危険源に対しては、作用部の機能に支障を生じる場合であっても、リスクを軽減するための対策は必要となります。性能を確保しつつ不意な接触等を防止できる本質設計又は付加保護策が重要となります。
	5-14	手前に作用部があり、その奥の非作用部であっても適応されないのか？コンバインの排わらチェーンのフィードチェーン側はそう判断されたら理解しているが。	作用部又は非作用部によらず、作業者が最初に接触して危害を被る恐れのある危険源で評価します。手前にある作用部を防護する必要がない場合、あるいは手前にある作用部に接触する恐れがない場合は、その奥の非作用部の防護は不要となります。
	5-15	1.2.19 コンバイン刈刃の側面の扱い現在の形状ではNGですか？1.5.2の規定が適用されるのか？汎用コンバインの刈刃において前方のルールは引き起こし装置等に該当するのか？	基準1.5が適用となります。汎用コンバインのルールは引き起こし装置と見做せます。防護が必要となる機体外側からの保護策については、段階評価で対応することとします。
	5-16	野菜移植機の植付部パッカにも運転者との間に防護が必要でしょうか？	設計構造が定かでないため明言できませんが、基準1.2.5.2にもつき判断することになります。
	5-17	2.3.1動力源でなく作用部のみの停止はNG？	動力源の遮断装置が必要となります。
	5-18	2.4 「作用部が密閉されている」とは、安全距離を保てば問題ないのでしょうか？	安全距離が確保され危険源の恐れがなければ問題ありません。
	5-19	2.7.1電動シリンダの場合、操作装置にカバー等を設けることにより対応可能と判断できるか？(油圧回路がシリンダ内部で構成されているため)	実際の構造をもった判断となりますが、JIS B9706(IEC61310)に規定の入力電源遮断器に対する要求事項を満たし、不意の手元操作及び遠隔操作による閉路(オン)の恐れのない構造であれば構いません。
	5-20	2.5について(P15) 解釈をご教示下さい。	動力源の接続又はエネルギー供給がわかるように表示を求めます。
	5-21	2.8 「歩行運転」には作業をしない移動のみの場合も含まれるのか？	含まれます。
	5-22	2.8.1 「容易に操作できる」高さととは？	「標準的な作業者の手が容易に届いて操作できる位置」となります。
	5-23	2.9.4 作業をしないことを前提の機械で取説等で使用禁止を謳っていても、作業が可能であれば適用となるのか？	ご指摘のとおり、機種やその構造分類に応じて係る基準が適用されます。国際安全規格では、使用の制限を明確にした上で、合理的に予見可能な誤使用が設計段階で明らかであれば、使用上の情報として文書や標識で注意喚起をする前に、本質的安全設計又は付加保護策を実施するということが基本となっていますので、PL対策の点からもリスク評価されるべきものと考えます。
	5-24	3.1.6 「駐車ブレーキがなくともその目的が達せられる構造」とは、ブレーキに類する機械的な構造が必要ということでしょうか？	必要となります。
	5-25	4.6 オプション装備は不可ということ？「夜間作業が可能な機械」に該当するかどうかの判断基準は？	夜間作業を可能とする場合は、標準又はオプションに応じて作業灯を装備又は装備できる構造にしなければなりませんので、装備品のオプションということであっても作業灯を備えた状態で確認します。国際安全規格では、設計段階において、当該機械の使用の制限を決定することになっていますので、その考え方もとついで使用上の情報(機体の表示、取扱説明書等)が適切にされているかどうかで判断します。
	5-26	5.1.2.5について(P21) 左右ブレーキペダル踏面の中心より右側にアクセルペダルの中心が位置していれば問題ないでしょうか？	右ブレーキペダルよりも右側に配置されていれば問題ありません。
	5-27	5.6について(P22) 「不意な操作」と「誤操作」との違いをご教示下さい。	本書では、無意識及び無自覚な状態で行う操作であって反射的な挙動も含み、「不意な操作」として用いております。
2020年6月1日	5-28	コンバインのトラック等への積み降ろし時に歩行運転させる場合、どのような装備が必要ですか？	2019年基準においては2018年基準にあった「安全のために特定の場面でのみ歩行運転を行う乗用型機械」というカテゴリを廃止したため、歩行・乗用兼用の機械として扱い、速度けん制装置等の装備が必要となります。速度けん制装置については、けん制装置を働かせない限り歩行運転できない構造とすること、速度については機械の横に立って作業することですが、作業者がどの方向にも向くことができることを考えるといずれの方向も1.8km/h以下にすることが必要と考えます。また、目的がトラック等への積み降ろしの際の安全を考え歩行で操作することであれば、前後進レバーはあゆみ板上にコンバインがあるときにも作業者が安全かつ容易に操作することが可能でなければなりません。

2020年7月7日	5-29	2019年基準は、旧安全鑑定基準と端的にどう違うのか？	旧安全鑑定が運転者を対象に作業時の安全確保を主たる目的としていたのに対して、2019年基準ではその機械・施設的设计から廃棄までのライフサイクル全体を通して周囲の補助者を含めた安全確保を目的として国際安全規格の考え方に則った点が大きく異なります。例えば、作用部等に不具合やメンテナンスの必要性が生じて、危険源に対する防護が十分であるとは言えない構造の可動部を可動させたまま接近し、人が不意に接触することでケガを負うことが十分想定されるような場合等、リスクアセスメントを実施して本質安全設計または保護方策によるリスク低減を図る必要があります。2019年基準は、そのような基本的な考え方で規定要求事項を解釈することになります。
2021年7月29日	5-30	2019年基準は各機械で受検可能か。受けられない機械の種類が無いのか。	全ての機械を対象に2019年基準の受検が可能です。なお、依頼者側でリスクアセスメントを実施して危険源に対するリスク低減を図っていただくとともに、関連する規格の規定要求事項を満たしていることを証明していただく必要があります。
2021年11月8日	5-31	田植機の1m以上の高所（植付部へ苗供給する際に足を置くフットプレート）については、苗継ぎ作業の支障となるためガードレールは1m高さとしなくても良いか？	田植機の高所（植付部へ苗供給する際に足を置くフットプレート）については、側方及び後方にはガードレール、はしご等により安全に作業できるような構造とする必要がありますが、作業上支障のある場合は、つま先板や滑り止め等の対策にて安全に作業できれば必ずしも1mのガードレールを求めません。また、粒状施肥機が搭載されている場合等、これらによって不意の転落の恐れがないと認められるものにあつては、当該領域にガードレールを求めません。上記につきましては、あくまでも現状での取扱いとなりますので、今後ともユーザーの安全作業のためにも、リスクアセスメントを実施いただき適切なご対応をお願いします。

6. ロボット農機検査について		Q. 質問	A. 回答
	6-1	試験方法の「作業能率の測定」・検査基準の「作業性能を發揮」は削除頂きたい。安全性検査の中で能率まで測定する目的はなんですか？ 安全性検査とは別の枠組み等で性能まで保証する検査として新設されるのであれば理解できますが、あくまで安全性であると理解していますので、性能部分の調査・測定は不要と考えます。また追加する場合は、作業能率の判断基準、設定基準を明確にしてほしい。数値は合格証等への記載や、一般公開されるのか？ 依頼者が申告する性能によって結果が変化してしまう可能性があります。安全性検査に性能部分を含めるかどうかは、日農工も入れて取り決めて頂きたい。	作業能率の測定に関する部分は削除いたします。ただし、取扱試験は現実的な作業速度で行う必要がありますので（極端な低速作業で行わないため）、自動運転可能な最高速度で実施するよう試験条件に追記させていただきます。
	6-2	「ほ場内の設定された作業領域を逸脱することなく」は「ほ場内を逸脱することなく」として頂きたい。作業領域が「使用者がトラクターに自動運転で作業させる領域」と定義されていますが、作業領域に関する定義はメーカー判断となります。自動運転で作業させる領域外の旋回部も自動運転をさせておりますので、削除をお願いします。	「2. 用語の意味」の(10)作業領域を「作業領域とは、ほ場内で使用者がトラクターに自動運転させる領域をいう。」に修正させていただきます。また、「4. 検査の基準」(10)も「3-3-6の試験において、トラクター及び作業機は設定した作業領域を逸脱しないこと。」に修正いたします。上記修正により作業領域には実際に作業する領域と作業はしないが旋回等の作業をする領域がどちらも含まれることになると考えます。実際に耕うん作業などをさせる領域外の旋回部も含めて作業領域を設定し、そこから逸脱しないことを確認するという趣旨です。また、基準案中に「設定した作業領域」と「設定された作業領域」が混在しておりましたので、「設定した作業領域」に統一し、3-3-6(2)ウの表現を「トラクターには、依頼者が装着可能な作業機を選択し装着する。」に修正いたしました。
	6-3	自動操舵装置単体での受検は可能でしょうか？	自動化農機検査では自動操舵装置単体での受検はできません。自動操舵装置が搭載された本機とセットで受検いただく必要があります。
	6-4	既に自動化農機検査に合格している機械と同じ自動操舵システムを搭載した機械を新たに受検する場合、自動化農機検査の受検は必要でしょうか？	同時受検の場合には省略が可能ですが、それ以外の場合には、再度、自動化農機検査の受検が必要です。
2020年11月17日	6-5	「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機（田植機）用—」の制定（2020.11.1）に関して、4. 検査の基準「(4) 3-3-4の試験（ほ場外逸脱防止機能確認試験）において、模擬畦畔を乗り越えようとする際は、植付部を含め田植機は自動停止すること。」とは、模擬畦畔（台形形状）を乗り越えてもほ場外部に機体の前輪（前進時）又は後輪（後進時）が接地しなければ問題なしとの認識でよいでしょうか。	前進の場合は前輪又は後進の場合は後輪が、それぞれほ場外に接地しなければ可とします。なお、模擬畦畔に対する機体のフロント又はリアのオーバーハング等の空間的な逸脱は、評価対象としません。
2020年11月17日	6-6	「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機（田植機）用—」の制定（2020.11.1）に関して、2. 用語の意味（8）危険領域及び（9）警告領域は、同じとして問題ないでしょうか。	ISO規格との整合からも警告領域と危険領域の2段階によって安全性を確保する必要があると考えます。各領域の設定範囲は任意であり、また警告領域による警告と危険領域による停止が同時であっても可とします。なお、この考え方は、「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機（トラクター）用—」においても同じです。
2020年11月17日	6-7	「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機（田植機）用—」の制定（2020.11.1）に関して、3-3-4(2)に「ほ場外逸脱防止機能確認試験」の条件がありますが、「苗搭載等」の条件も必要ではないでしょうか。	多様な苗状態や苗箱の材質を含む総質量は、機体の制動性能に影響があると考えますが、標準質量が規定できません。このため、検査においては田植機に苗を載せない状態とし、田植機を自動モードに設定して走行させた状態で行います。
2020年11月17日	6-8	「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機（田植機）用—」の制定（2020.11.1）に関して、附則（選択試験）について、試験の有無で検査手数料に違いはありますか。	令和2(2020)年度は、選択試験の有無による検査手数料に相違はありません。なお、令和3(2021)年度来年度は、人件費の変更に伴う手数料の改訂が予定されており、その際に見直しが行われる予定です。なお、これについては、「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機（トラクター）用—」においても同じです。
2020/11/17 →2021/9/14修正	6-9	「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—ロボット農機（田植機）用—」の制定（2020.11.1）に関して、3-3-4ほ場外逸脱防止機能確認試験における模擬畦畔について、どのような材質のもので作られているかを事前に把握したく、ご教授願います。	傾斜面及び天面は、タイヤとのスリップが生じて登坂できないことを避けるため、摩擦のある木質材を表面としています。一傾斜面及び天面は、タイヤとのスリップが生じて登坂できないことを避けるため、摩擦のある木質材またはゴム材等を表面としています。
2020年11月17日	6-10	ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び型式検査及びの中で、「取扱試験」の取扱性、安全性について著しい欠陥がないことという著しい欠陥とはどういうものなのでしょうか。	取扱試験において検査員が試験評価する観点として、作業準備から作業終了までの間のロボット運転操作において作業者に著しい疲労が生じないかどうか、また暴走等の危険を感じることがないかどうか、さらには関連操作機器の調節又は手入れ等に危険を生じることなく容易に行えるかどうかということが挙げられます。また、一連の試験によって機器に異常及び破損が生じていないかどうかの品質管理についても確認します。様々な想定に備え項目を限定し定量化することはできませんが、上記について重大な不備であるかどうかを判断することとします。
2020年11月17日	6-11	「ロボット・自動化農機検査の主要な実施方法及び基準—自動化農機用—」の評価について、基本ランク（★1つ）から上位ランク（★2つ）への適合申請は書類申請でしょうか。	申請の内容に応じて、実機確認を要するかどうか判断し、試験省略可能か否かの対応をさせていただきます。
7. 安全性検査証票に関すること		Q. 質問	A. 回答
	7-1	ラベル案、デザイン図のデータをいただきたい。既証票と同様に大きさ、色（マンセル値）を教えてください。特に縦寸法が大きくなっているように見えるのでこれまで同様「大・中・小」の設定が必要と思われる。	電子データを提供いたしますので、研究推進部広報推進室までお問い合わせ下さい。なお、大きさについては、原図の比率で、かつ、横幅50～100mm範囲内の任意の大きさであれば可とします。
	7-2	ラベル案、色数が多いが価格はどの程度になるのか？（現行長径80mmで30円程度）	農業機械の種類によらず、デザインの共通化を図っております。なお、印刷枚数やシートラベルの品質にもよりますので、価格については印刷業者へお問い合わせ下さい。
	7-3	「安全鑑定証票」や「安全性検査証票（2018年度適合）」と同様に、新デザインとなる認証ラベルに、メーカーの任意で情報（型式名、合格番号など）を追記する事は可能でしょうか？	追加情報は、付記しないようお願いいたします。従来の農業機械公正取引協議会が推奨する様式銘板でご対応下さい。
	7-4	製品の構造変更が無い場合、2019年3月8日までに申請を行った安全鑑定適合機に対して、「安全鑑定証票」の貼付は永続的に可能でしょうか？	製造中止となるまでの間、当該製品に貼付して販売されることについては関知いたしません。安全性検査への移行をご検討いただくようお願いいたします。

	7-5	2018年4月以降に申請を行った、平成30年度の安全装備基準適合機に対して、「安全性検査証票（2018年度適合）」の貼付は永続的に可能でしょうか？	新しい★を付した認証マークに貼り替え、または併貼いただくことが可能です。 新認証マークを付した製品の普及が望ましいと考えます。
	7-6	「2018年度安全性検査証票は、今回の2018年度認証マークと同等に扱う」とのことでしたが、貴センターへのご連絡なしで貼替えて問題ないということでしょうか？	貼り替えのご連絡は不要です。
	7-7	今回のマークは、しばらく変更なしと考えますが、再度変更されるケースもありますか？ 頻りに変わるものではないと考えておりますが、作成にもコストが掛かってきます。	このデザインの意義、意味の浸透を図って参りたいと考えております。
	7-8	日本語あるいは日本語英語併記の方がお客様に分かりやすいのではないのでしょうか？（自動車の排ガスマークも日本語が使われています。）	日本語も併記させていただきました。 デザイン全体での認知に努めて参りたいと考えます。
	7-9	新マークの外形状は、旧マークと同一寸法にして頂きたい。変更となる場合、今まで貼り付けていた箇所に貼付けができなくなる場合がある為です。	大きさについては、従来の中大小の3種類に変わり、縦0.8：横1の比率で、かつ、横幅50～100mm範囲内の任意の大きさを可とします。
	7-10	NAFO、SAFETY、CERTIFICATEの英単語による情報ではユーザーに安全性検査に関する等級表示の内容が伝わりにくいため、漢字での表記にしたい。（農研機構、安全性検査など）	日本語も併記させていただきました。 デザイン全体での認知に努めて参りたいと考えます。
	7-11	同一型式内で仕様によりランクが異なる場合、貼付ラベルは型式ではなく仕様ごとに割り振られる理解で良いでしょうか。その場合、どの仕様どのランクのラベルが適用されるかについては、どのように申請を行うのでしょうか？ 添付書類上でのメーカー宣言でよろしいでしょうか？	仕様ごとの区分貼付の扱いとなります。 なお、当該ランクの内容は、技術資料を添付いただいた上での審査となります。また、依頼者からの申し出の新しい機能・機構にあつては、その性能が農作業事故の軽減に効果があると判断される技術的な評価資料を添えて、検査申込み時に申請していただきます。性能を審査させていただきます。
	7-12	安全キャブ・フレーム検査、ロボット農機検査には合格番号がありますか？	ありません。合格番号は、適合した安全キャブ・フレームまたはロボット機能が搭載されたトラクタ本機に対してのみの付与となります。
2021年7月29日	7-13	令和2年度の案内にあった「平成29（2017）年度までの安全鑑定適合機を原型式（親機）とし、そこから派生する構造変更又は再鑑定機として認められた型式については、その機械が製造中止となるまでは安全鑑定証票を継続して貼付することが可能ですが、安全性検査を受検し合格しない限り安全性検査証票に貼り替えることはできません。」が令和3年度の案内にはないが、安全鑑定適合機には引き続き安全鑑定証票を貼付し続けることが可能という理解で良いか？	現制度への移行の経過措置（3年）が令和2年度をもって終了し、令和3年度から農用トラクター（乗用型）用安全キャブ・フレームを除いて、その他の機種は過去の認証効力の承継手続き（移行審査）は一切なくなりました（申込み案内P14図参照）。従って、旧制度の認証効力には関知いたしませんので、製造者による旧安全鑑定適合証票の貼付行為に対して、可であるとも不可であるとも言える立場にはございませんことをご理解いただければと思います。 旧制度下から一定年数が経過した型式をそのまま継続生産されるようであれば、安全性検査を新規受検し信頼性を高めていただくことをお勧めします。
8. 段階評価に関すること		Q. 質問	A. 回答
	8-1	認証マークに自動車の排ガス性能のような星の数を入れることは賛成ですが、星を増やす点も基準化することは一考いただければと思います。 総合的に見て星2つ相当の安全性能が認められると判断された場合、基準によらず星の数を増やせるような仕組みが必要ではないかと考えます。 安全に関わる新しい機能等が開発されても、基準にのらなければ、星の数は増えないということになります。	安全性検査の星による評価において、農業機械の種類によって装備される機能・機構の質と量を事故低減率との関係で一律に定量評価することは、現状では困難と考えています。 適合する年度基準によらず全ての安全性検査合格機に対して、 ★：普及促進を図るべき安全性検査合格機（基本ランク）と評価し、さらに、2019年度は、農用トラクター（乗用型）と動力刈取機（刈払機）の2機種に対して、 ★★：安全性の面でより選好価値のある安全性検査合格機（上位ランク）の2段階評価としています。 今後、段階評価の適用可能な機種を拡大していく予定です。
	8-2	(1) その他、依頼者が申請する機能・装備とは、具体的には？、申請方法はどちらがよいのか？	当該の内容は、その性能が農作業事故の軽減に効果があると判断される技術的な評価資料を添えて、検査申込み時に申請していただくこととなります。
	8-3	(1) その他、依頼者が申請する機能・装備について、同一型式内にランク2に相当する装備がある区分とない区分がある場合はランク1となるか？ （例えばバックモニター付車と装備なし車など）	同一型式名の安全性検査合格機の中に、★（1個）と★★（2個）の表示で区分を区別していただくこととなります。
	8-4	最低ランク→標準ランクと表現を変えてほしい。	「基本ランク」の表現とさせていただきます。
	8-5	★は、対象の機能・装備を点数化せず、また搭載した合計個数によらず全体で1個とする。」とあるが、下記項目いずれかを具備すると★2と出来る、と委員会にて説明があった。「全体で1個とする」、だと全てを満たさないと★2基準を満たさないと、とも読める。分かりやすい表記にしたい。	誤解のない表現に改め、説明に努めます。
	8-6	コンバイン等他機種★2基準化はいつになるのか？	技術開発動向も鑑み、段階評価の可能な機械を今後検討して参ります。
	8-7	2019年度の安全装備基準から段階評価が採用され、初年度は農用トラクター（乗用型）と動力刈取機（刈払機）が対象とされています。 次年度（2020年度）以降も対象機種を拡大することが示唆されていますが、これには「ランク2の機能・装備要件」の強化も含まれていますでしょうか？	技術開発動向も鑑み、段階評価の可能な機械を今後検討して参ります。
	8-8	例えば、動力刈取機の場合、次年度以降もランク1、2の獲得条件を段階的に強化していく意向はありますか？	技術開発動向も鑑み、段階評価の可能な機械を今後検討して参ります。
	8-9	コンバインや田植機でも、OPCやバックモニター、シートベルトスイッチなど安全装備の基準を上回る装備を追加している場合や、また、ロボット農機、自動化農機は無条件に上位ランクとしてほしい。	技術開発動向も鑑み、段階評価の可能な機械を今後検討して参ります。
	8-10	先進安全装備の定義づけを行い、装備の数でランク付けする様な制度にして頂きたい。現状では、技術的課題の大きく異なる装備（採用しやすい装備／そうでない装備）が同列でランク2となっており、ランク2内での格差が大きい。	技術開発動向も鑑み、段階評価の可能な機械を今後検討して参ります。
	8-11	★マークは、現時点では2個が最大との事ですが、今後増やしていく予定でしょうか？ また、その場合最大何個程度までお考えでしょうか？	当面、2段階評価を考えております。
	8-12	マークの★個数は、受検後の設計変更（構造変更）の場合でもランクアップ可能でしょうか？（例：シートスイッチ追加など）	可能です。 ただし、同一型式の既販機への構造変更対応は必須となりますので、ご留意下さい。

8-13	<p>★2つ、もしくは★1つのランク付けを、★1つ、もしくは★無しの運用として頂けないでしょうか？ または、先進安全装備の数だけ★を付ける様にして頂けないでしょうか？ ★の個数と安全性の関係は比例関係ではないにもかかわらず、★★に対して★は安全性が半分しかない印象をユーザーに与える可能性があります。 基本的な安全性能については★1個の段階で満たしているため、★の大きさや、または安全性検査に合格した状態では★は表示せず、追加の評価基準をクリアする場合に★1個を表示するなどして頂きたい。</p>	<p>2018年度から制度は一新し、安全性検査の受検合格が安全性の基本レベルを具備していることを表すことを普及啓発していきたいと考えております。 このために、2019年度からは制度を改正し、適合する年基準によらず全ての安全性検査合格機に対して、普及促進を図るべきこととして★1を付して評価して参ります。 また、利用者等に対して、制度の意義、意味の浸透を図って参りたいと考えております。</p>
8-14	令和2年度の段階評価(★★)はどうなるのか？	<p>2020年度の段階評価の対象機種と具体的な要件は、ホームページの「R02年度安全性検査等申込み案内_ver1.0」に記載してあるとおりです。 http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/iam/contents/test/index.html 1) 2019年基準及び2018年基準のいずれの段階評価においても対象となるもの 2) 2018年基準における段階評価に限るもの 3) 上記の1)、2)以外に依頼者の申し出により、有効性が実機等により確認できるものにそれぞれ分類されますので内容をご確認下さい。 構造変更の有無により、手続が異なる場合がありますので、事前にご相談下さい。</p>
8-15	2019年基準の段階評価について、現在★での合格機種に対して★★の検査を依頼する場合の手続きは昨年度の手続きと同じでよろしいでしょうか？	令和元年度の2019年基準適合機について該当する場合は、考慮いたします。なお、段階評価は検査基準ではありませんので、新たに搭載する機能・装備によって原型式の構造に変更が生じ他の基準に影響する場合にあってはその内容によって判断する考え方は従前どおりです。
8-16	2019年基準の段階評価検査について、旧2019年基準適合機で構造変更を実施する場合は対応箇所のみを検査対象範囲として頂けないでしょうか？	ユーザ選好の一つの指標となる段階評価の考え方は、同一型式内に差が生じることを容認しております。ただし、認証マークを貼付される際は、仕様区分ごとに段階評価に応じた適正な表示がされていないと全て合格取消となります。
8-17	段階評価☆☆において、スピードスプレー・動力噴霧機(走行式)の被爆防止構造は、同一型式のなかで区分やオプションによって★と★★とに分かれてしまう事が想定されますが如何でしょうか？	<p>①「着席時にシートベルトが非装着であることを注意喚起する装備」について現段階で想定しているものは、安全キャブ仕様においては「着席時かつシートベルト非装着時に警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するもの」、安全フレーム仕様においては「安全フレームが有効の場合、着席時かつシートベルト非装着時に警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するもの」 ②「安全フレーム無効(折り畳み)時に注意喚起を行う装備」について現段階で想定しているものは、「安全フレーム無効(折り畳み)時に警告灯が点灯し、走行速度段が高速速度段に入らない等、高速走行をけん制するもの」 ③「制動時に片ブレーキによる誤操作を防止する装置」で実際に対象として認めてきたものは「連結解除ペダルロックレバー解除時に警告灯が点灯し、連結解除ペダルを踏んでいる間(警告灯が点滅するものもあり)だけブレーキペダルの連結が解除されるもの」 ④「離席時に運転者に注意喚起を行ったり、前後進動作やP.T.O回転に制限をかけたりすることのできる装備」で実際に対象として認めてきたものは「前後進中に離席すると警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するもの、かつ一旦着座しないと進行方向の切替ができないもの」「P.T.O回転時に離席すると警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するものかつ離席状態が一定時間以上継続するとP.T.Oが停止するもの。また着座していないとP.T.O操作ができないもの。さらに離席状態でP.T.O回転させる場面がある場合には、P.T.O回転させるために特別な操作を必要とするもの」 上記のもの以外でも、上位ランクの要件を満たすと判断できるような概要説明資料(アイデア段階でも可)や、リスク評価の結果(実機による評価でもシミュレーションによる評価でも可)を提出していただければ確認させていただきます。</p>
8-18	<p>農用トラクター(兼用型)の上位ランク要件に「着席時にシートベルトが非装着であることを注意喚起する装備」「安全フレーム無効(折り畳み)時に注意喚起を行う装備」などがあるが、具体的にどういった装備が対象となるのか？</p>	<p>①「着席時にシートベルトが非装着であることを注意喚起する装備」について現段階で想定しているものは、安全キャブ仕様においては「着席時かつシートベルト非装着時に警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するもの」、安全フレーム仕様においては「安全フレームが有効の場合、着席時かつシートベルト非装着時に警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するもの」 ②「安全フレーム無効(折り畳み)時に注意喚起を行う装備」について現段階で想定しているものは、「安全フレーム無効(折り畳み)時に警告灯が点灯し、走行速度段が高速速度段に入らない等、高速走行をけん制するもの」 ③「制動時に片ブレーキによる誤操作を防止する装置」で実際に対象として認めてきたものは「連結解除ペダルロックレバー解除時に警告灯が点灯し、連結解除ペダルを踏んでいる間(警告灯が点滅するものもあり)だけブレーキペダルの連結が解除されるもの」 ④「離席時に運転者に注意喚起を行ったり、前後進動作やP.T.O回転に制限をかけたりすることのできる装備」で実際に対象として認めてきたものは「前後進中に離席すると警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するもの、かつ一旦着座しないと進行方向の切替ができないもの」「P.T.O回転時に離席すると警告灯が点灯し警告ブザーが鳴動するものかつ離席状態が一定時間以上継続するとP.T.Oが停止するもの。また着座していないとP.T.O操作ができないもの。さらに離席状態でP.T.O回転させる場面がある場合には、P.T.O回転させるために特別な操作を必要とするもの」 上記のもの以外でも、上位ランクの要件を満たすと判断できるような概要説明資料(アイデア段階でも可)や、リスク評価の結果(実機による評価でもシミュレーションによる評価でも可)を提出していただければ確認させていただきます。</p>

2020年6月1日	8-19	2018年基準に適合している低速車マーク有の機種について、2018年基準の2つ星(★★)として認証を受けることは可能ですか？	従来の手続き「既適合(合格)機の安全性検査への基準適合性審査(書類審査のみ)」と同様の手順で行うこととなり、手数料は「税抜10,000円/型式」となります。型式名は同じで構いません。安全性検査審議委員会に諮り、新たな合格番号(NARO 20/**)が通知されたあとに、新たな証票(2018★★)を機体に貼付することができるようになります。依頼時にご提出いただく書類は以下のとおりとなります。 ・農業機械安全性検査依頼書 ・窓口連絡表 ・安全性検査試験省略確認依頼書 ・依頼書添付資料 ・安全性段階評価の要件を満たしているかどうかを確認できる技術説明資料 ・希望小売価格、販売予定台数 ※取扱説明書やカタログについては、更新されていなければ提出は任意といたします。 ご理解のとおりです。
2021年7月29日	8-20	田植機について昨年末までは「運転者が着座していない状態が寸秒継続すると植付部等が停止する構造」との内容であった、「寸秒継続」の明記が無くなっているが、瞬時や寸秒継続などの意味を含めていると理解すればよろしいか。また、「植付部等の自動停止」となっているが、走行を停止でなく、植付駆動を切る機構を意味しているのか。	ご理解のとおりです。
9. 改善指示期間に関すること		Q. 質問	A. 回答
	9-1	改善指示後の猶予期間について、期間を明確にしてください。改善指示 = 受検日またはそれ以降の革新工学Cからの指示日なのか？ 検査完了確認 = 対応後の資料提出日？それとも受理日なのか？	改善指示の起算日は、実地検査終了時の改善指示を行った期日とします。改善指示に対応した届け出は、修正猶予期間の最終日までに受理されるよう提出下さい。
	9-2	改善指示後の猶予期間について、猶予期間設定の理由は理解するが、革新工学C側も迅速な処理をお願いします。	検査の実施から結果の公表までの期間に対するご要望と捉え、善処いたします。
	9-3	「2ヶ月以内」とのことですが、カバー変更など、型修正を伴うものは現物完成までに時間がかかります。モデル図での対応で可としていただけませんか？(受験費用削減したいため)	改善指示後の検査完了確認までの修正猶予期間は、原則、2ヶ月とします。なお、再受検時には、試験省略の手続きが可能となり、手数料の減額措置が適用されます。
	9-4	銘板や取説の修正(改訂版の提出)にも時間がかかる場合があります。その場合は、別途ご相談させて頂けると考えてよろしいでしょうか？	ご相談下さい。
	9-5	受検後、修正案を提示(改善方法と実際の工場生産機での対応可能日程の提示まで)して合意頂くまでの期間を2ヶ月以内、という猶予にして頂きたい。指摘頂いてから2ヶ月間で生産対応まで行うのはほぼ無理です。	改善指示後の検査完了確認までの修正猶予期間は、原則、2ヶ月とします。
	9-6	令和3(2021)年度以降の検査完了確認までの修正猶予期間はどのようになるのか？	検査実施後の改善指示から検査完了確認までの修正猶予期間を令和2(2020)年度までは2ヶ月以内としますが、令和3年度からは書類等の軽微な修正に限定して、これを2週間以内に改め、検査実施後の設計変更を伴う修正は認めないこととします。
10. 同一別型式に関すること		Q. 質問	A. 回答
	10-1	スピードプレーヤー/動力噴霧機(走行式)について、今まで機間の型式や出力について○であったところが×に変更されています。また、以前から変更要望しておりました噴霧用ポンプの形式や連数も×のままとなっています。性能を確認するような検査でしたら理解できる項目ですが、安全性を確認するための検査ですので、ここは双方とも「○」に変更をお願いしたい。お客様の要望で変わる可能性があり、例えば3連のポンプから5連のポンプの仕様を増やしただけで、新たな型式となるのでは、検査手数料なども負担が大きいです。先の例で言えば、取扱いやスイッチ類はどちらも同じであり、改めて再検査の必要はないものと判断します。	安全性検査は、その型式が安全性の基準を満たしているかどうかを確認しますが、安全に係る構造や安全機能・装備に限定して検査するものではありません。また、作業精度や作業能率といった基本となる作業性能が異なる機械は、他と区別した型式として分類・整理されてきていると考えます。販売上の型式によらず、基本性能のほか取扱性等にも影響する機関出力は、その違いによって認証する上においても別型式として扱うべきものと考えます。なお、基本性能が同じシリーズ機、ファミリー機にあっては、類似の構造や安全機能・装備が安全性において同等と判断されれば、試験省略が可能です。
	10-2	6) 同一・別型式の判定の適用開始年度は平成31(2019)年度からとなっているが、2019年度内に2018年度安全装備基準で構造変更申請する場合も適用されますか？(安全鑑定→安全性検査移行も含む)	同一・別型式の改正は、全ての申請手続きに適用されます。
	10-3	2019年度は安全装備検査が2018年度と2019年度、いずれかの規定に基づいて受検が可能と聞いておりますが、本同一判定は2018年度、2019年度共に適用される理解でよいのか？	同一・別型式の改正は、全ての申請手続きに適用されます。
	10-4	原動機が全て×になっているが、将来新しい排ガス基準が公布された場合に実質変更が無いが、型式名だけは区分上変わる場合が考えられる(平成26年規制時のXDN→YDNのように)。性能が変わらない(出力や定格回転数が変わらない)限りは同一と見なしてほしい。×→△へ変更を希望します。	機械の性能に大きく影響を及ぼす原動機の型式および定格出力が、本体の型式を区別する基本との考え方により、これらの項目を2019基準を適用する場合の全機に導入することとします。
	10-5	オプションで自動操舵装置が装着可能な型式(工場出荷時は自動操舵装置は未装着)は、同一型式と見なせるのか。また現地での対応部品装着後は、別型式として受検することが可能になるのか？	同一型式である旨の構造変更申請をしていただく必要があります。現地で対応部品を装着するような場合であっても、同一型式として受検は可能です。
	10-6	野菜移植機は通常複数種の苗を植えることが一般的であるため、×だと単一種しか植えられない。(ほうれん草と小松菜、等葉節で同等の植え方を有するもの有り)×→○への変更を希望します。	可といたします。
	10-7	制御プログラムが同一であれば、段積み数(石数)が変わっても同一という理解でよいのか？	乾燥機(穀物用循環型)の形式、火炉の形式・型式やその他の指定範囲が異なる限り、同一型式として扱うことが可能です。
	10-8	単相～三相等入力電源の違いも同一である、という理解でよいのか？	位相の差異がインバータで処理されており、電動機の型式が同一であれば同一といたします。
	10-9	エレベーターやスロー等の排出装置の違いによるものは10%を超えてもよい判断としていただきたい。	可といたします。
	10-10	電動機はモーターメーカーによる更新頻度が高いため、生産打ち切りが頻繁に起こる。部品メーカー都合による等の場合には、同等の性能(10%以内)であれば同一型式と見なしていただきたい。×→△へ変更を希望します。	同等である旨を証明する書類を提出いただき、その上で判断いたします。
	10-11	型式出力が同じであれば原動機の仕様違いについては同一型式と認められますか？	その他の判定要件が満たせば、同一型式として認められる場合がありますので、ご相談下さい。
	10-12	2018年度に既受検機は、2018年度基準として構造変更届出することが可能でしょうか？(本判定の考え方が、2019年度からではなく過去に遡って適用されるのでしょうか？)	可能です。

10-13	<p>「機関」の「種類/型式」「定格出力」違いは同一型式として頂きたい。 同一とならない場合、「種類/型式」を定義する項目を明確にして頂きたい。(どのエンジン部品が変わると安全性に影響するのか?) また、同一とならない場合でも、出力などに大きなマージンを持たせて頂きたい。(回転速度などは異なり、少しの出力差でも安全性の差には表れにくい要素である為。)(申請しなければならぬ機種数・資料・工数も大きく増えます)</p>	<p>出力値の相違は、別型式とさせていただきます。</p>
10-14	<p>スピードスプレーヤーと動力噴霧機(走行式)に関して噴霧用ポンプの型式・連数/段数・単動/複動・縦型・横型の相違により同一型式とならない基準を見直し同一型式として扱って頂けるようお願い申し上げます。理由は、安全性に直接関係ない項目と判断するため。また10年程前にこの件相談した経緯あり、当時のセンターさん見解は、 ・安全鑑定は、型式検査の安全性部分を抽出した物 ・型式検査は、農業機械促進法を根拠としているため直ぐに変更はできない と言った内容でした。 根拠となる促進法が廃止され、型式検査も無くなり新たに今年度から安全性検査として単独の検査・認定としてスタートしたのであれば縛りも無いのですから見直しをお願い申し上げます。</p>	<p>安全性検査は、その型式が安全性の基準を満たしているかどうかを確認しますが、安全に係る構造や安全機能・装備に限定して検査するものではありません。また、作業精度や作業能率といった基本となる作業性能が異なる機械は、他と区別した型式として分類・整理されてきていると考えます。販売上の型式によらず、基本性能のほか取扱性等にも影響する機関出力は、その違いによって認証する上においても別型式として扱うべきものと考えます。 なお、基本性能が同じシリーズ機、ファミリー機にあっては、類似の構造や安全機能・装備が安全性において同等と判断されれば、試験省略が可能です。</p>
10-15	<p>「給水ポンプ」は、あろうがなかろうが型式がどうであれ同一型式として認可されています。これも機械の性能に係る装置ではありますが、これは同一と認めて、噴霧用は認められない、その差が不鮮明と考えます。また、市場からは、様々な仕様を要求されかつ台数は少量であります。少量多仕様となっております。 スピードスプレーヤーの市場は右肩下がりであり全体台数も少なくなる一方で、逆に多くの仕様を要求されています。 同一型式として認められない仕様は個別に時間と経費をかけて認定を受けなければならずその発生経費は、結果的にお客様の負担となるだけであり、検査認定の普及を妨げることとなってしまいます。 結果的に検査認定を受けない方が良いとの判断にもなります。</p>	<p>安全性検査は、その型式が安全性の基準を満たしているかどうかを確認しますが、安全に係る構造や安全機能・装備に限定して検査するものではありません。また、作業精度や作業能率といった基本となる作業性能が異なる機械は、他と区別した型式として分類・整理されてきていると考えます。販売上の型式によらず、基本性能のほか取扱性等にも影響する機関出力は、その違いによって認証する上においても別型式として扱うべきものと考えます。 なお、基本性能が同じシリーズ機、ファミリー機にあっては、類似の構造や安全機能・装備が安全性において同等と判断されれば、試験省略が可能です。</p>
10-16	<p>「機関」について、従前は、機関が異なっても同一型式として扱われていたものが、改正案では別型式となっておりますがこちらについても、噴霧用ポンプ同様の理由(市場要求に逆行しデメリットしかない)により同一のまま扱って頂けます様よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>安全性検査は、その型式が安全性の基準を満たしているかどうかを確認しますが、安全に係る構造や安全機能・装備に限定して検査するものではありません。また、作業精度や作業能率といった基本となる作業性能が異なる機械は、他と区別した型式として分類・整理されてきていると考えます。販売上の型式によらず、基本性能のほか取扱性等にも影響する機関出力は、その違いによって認証する上においても別型式として扱うべきものと考えます。 なお、基本性能が同じシリーズ機、ファミリー機にあっては、類似の構造や安全機能・装備が安全性において同等と判断されれば、試験省略が可能です。</p>